

令和 3 年

# 第 2 回議会臨時会会議録

自 令和3年5月11日

至 令和3年5月11日

福島県会津坂下町議会

令和3年第2回会津坂下町議会臨時会会議録

令和3年5月11日から令和3年5月11日まで第2回臨時会が町役場議場に招集された。

令和3年5月11日 午前10時05分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書	記	川 田 良 子
書	記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 文 英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五 十 嵐 吉 雄
総 務 課 長	板 橋 正 良	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	新 井 田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時05分)

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として10番渡部順子君、11番五十嵐一夫君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、緒報告についてであります。議長より、2件を提出いたします。

町長から、報告2件の提出がありました。議長報告第3号「専決処分の報告について 専決第1号 損害賠償の額の決定について」及び議長報告第4号「専決処分の報告について 専決第5号 損害賠償の額の決定について」であります。朗読を省略して、内容の説明を求めます。

◎総務課長（板橋正良君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長（板橋正良君）

おはようございます。議長報告第3号、町長報告第1号「専決処分の報告」につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第1号「損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和3年1月4日午前10時30分頃、会津坂下町大字五香字六百苺1103番地周辺において発生した対物事故についての損害賠償であります。

事故発生の経緯であります。降雪により、除雪トラックで、町道村田立川線を除雪作業中、除雪した雪の塊が、看板に当り、破損させたことによる損害の賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名であります、

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_であります。

損害賠償の額は、看板破損修理に要しました49,500円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年3月19日専決処分を行なったというものであります。説明は、以上であります。

続きまして、議長報告第4号、町長報告第2号「専決処分の報告」につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第5号「損害賠償の額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和3年1月29日午前10時頃、会津坂下町字中岩田169番地3地内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

事故発生の経緯であります。町道惣六線の歩道部をロータリー小型除雪車で除雪していたところ、「止まれ」の標識を避けようとして宅地側へ寄ったところ、住宅地のブロック塀に接触し、破損させたことによる損害の賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名であります、

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_であります。

損害賠償の額は、ブロック塀破損修理に要しました9万9,000円でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月28日専決処分を行なったというものであります。説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

みなさんおはようございます。本日ここに、令和3年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、「専決処分の報告及びその承認について」2件、「工事請負契約の一部変更について」1件、及び新型コロナウイルス感染症対策 会津坂下町生活支援事業の実施に伴う「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」1件、計4件のご提案となります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、4月末から5月にかけて会津方部においても感染の急拡大が見られ、福島県及び会津若松市において、5月3日から16日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」と位置付け、会津全域の住民に対し注意喚起の呼びかけをしております。

上程した案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第34号から議案第37号の上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第34号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」から議案第37号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」までの4件を一括議題といたします。

議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

専決第2号 会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 専決処分の報告及びその承認について

専決第3号 令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）

議案第36号 工事請負契約の一部変更について

議案第37号 令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第34号について、説明願います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

おはようございます。「議案第34号 専決処分の報告及びその承認について」ご説明申しあげます。

地方自治法 第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により 報告し、承認を求めるものであります。

「専決第2号 会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。「ひとり親家庭医療費の助成」につきましては、県と町が、ひとり親家庭のうち、所得の低い家庭及び父母のない児童を対象に、その健康と福祉の増進を図る目的で行っている事業であります。事業の実施主体は町であり、県は町に対し補助金を交付しております。このたびの改正は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、町条例を改正するものであります。詳細につきましては、次のページの「会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例参考資料の新旧対照表」によりご説明いたします。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。第2条「用語の定義」のうち、第1項 第2号について、「児童」の定義を、ひとり親家庭への手当を定める「児童扶養手当法」に準じた「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものです。この改正により、改正前では、18歳に達した日に、学校に在籍しているかどうかで、「ア」と「イ」の定義により助成対象となる児童に差があったものを、在籍の有無にかかわらず、等しく医療費助成を受けられるようになるというものです。

本文に戻っていただきまして、附則としてこの条例は、県要綱に合わせ、令和3年4月1日から施行し、経過措置として、この条例による改正後の条例の規定は、適用日以降の受診に係る医療費の助成について適用し、適用日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例によるというものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月29日に、専決処分をさせていただきます。以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第35号について、説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

「議案第35号 専決処分の報告及びその承認について」専決第3号令和2年度会津坂

下町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065万2千円を追加し、歳入歳出の総額を94億6,785万7千円とするものです。

次に、第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による、とするものです。

次に、第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による、とするものです。

なお、本補正予算は自治法179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分した補正予算であり、同条第3項の規定により報告しその承認を求めるものです。

補正予算の主な内容は、地方譲与税、交付金・交付税の確定、及び起債額の確定による財源内訳の補正となります。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」については、事項別明細書により説明いたします。

3ページをご覧ください。「第2表 繰越明許費補正」については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、ワクチン供給の遅れにより接種のスケジュールに遅延が生じ、65歳以上のワクチン接種に係る経費を繰り越すこととなり、1,843万7千円を増額し繰り越す予算を6,540万円とするものです。

4ページをご覧ください。「第3表 地方債補正」については、変更が5件です。

まず、子育て支援事業は、私立保育所等施設型給付事業に対するもので、過疎債ソフト分の配分調整により500万円を減額するものです。

次に、除雪機械整備事業は、除雪ドーザーの更新に係る購入費及び旧ドーザーの売却額の確定に伴い、100万円を減額するものです。

次に、消防施設整備事業は、会津若松地方広域市町村圏整備組合による広報車、救急車及び会津美里町消防署新設設計費の確定に伴い、90万円を減額するものです。

次に、消防施設整備事業は、広域消防でのポンプ車、資機材搬送車の整備費確定に伴い20万円の減、また、県の総合情報通信ネットワークシステムの負担金の確定により30万円の減で、合わせて50万円を減額するものです。

次に、学校情報通信ネットワーク環境整備事業は、坂下中学校の情報通信ネットワーク環境整備工事費の確定に伴い20万円を減額するものです。

以上、変更5件で合計760万円の減額となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

1総括 歳入について説明いたします。歳入は、2款地方譲与税から20款町債まで、補正前の額94億5,720万5千円、補正額1,065万2千円の増、補正後の額94億6,785万7千円となります。

2ページをご覧ください。歳出は、3款民生費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。財源内訳は、地方債が760万円の減、一般財源が1,825万2千円の増となります。

3ページをご覧ください。2歳入について説明いたします。2款1項1目地方揮発油譲与税から5ページの7款1項1目環境性能割交付金までは、各譲与税及び交付金の額の確定による増減となります。

次に、9款1項1目、地方交付税、補正額416万4千円の増ですが、特別交付税310万6千円の減は、人口透析や文化財保護、遠距離通学などの減額によるものです。震災復興特別交付税727万円の増は、森林再生事業の令和元年度からの繰り越しによる交付対象事業費の増によるものです。

次に、13款2項4目、土木費国庫補助金、補正額1,100万円の増は、大雪の影響による除雪経費の増大による臨時的措置として補助金が交付されるものです。なお、既に事業実施した除雪に係る財源補てん的な補助金であるため、一般財源として取扱いをします。

6ページをご覧ください。20款、町債は、第3表地方債の補正により説明したとおり、合計で760万円の減となります。

7ページをご覧ください。3歳出について説明いたします。3款2項4目、児童福祉施設費から10款3項2目教育振興費までは、補正額はございませんが、起債額の減額による財源内訳の補正となります。

次に、13款1項1目、予備費、補正額1,065万2千円の増は、歳入歳出調整のための補正で補正後の額は9,059万5千円となります。予備費総額のうち執行済の5,443万6千を差し引いた実質予備費残額は3,615万9千円となり、この残額は令和3年度への繰越金に計上することとします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第36号について、説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

「議案第36号 工事請負契約の一部変更について」ご説明いたします。

令和2年11月5日開催の会津坂下町議会第5回臨時会において議決をいただきました「議案第89号工事請負契約の締結について」の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めたいというものであります。

変更の内容は、1 契約の金額「7,062万円」を「6,994万5,700円」に変更したいというものであります。

詳細につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、別紙議案第36号工事請負契約の一部変更についての参考資料をご覧ください。

1、契約の目的につきましては、公共下水道町道北裏通り線管渠工事その2であります。

2、変更の理由でございますが、泥水式鋼管推進工法の施工に伴い、発生する汚泥の量が地中の土質性状の変化により減少したため、汚泥処分に係る搬出数量並びに産業廃棄物処理量が減となり、実績により変更したいというものであります。

3、変更契約の金額につきましては、67万4,300円を減額して6,994万5,700円にしたいというものであります。

4、契約の相手方は、福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田565番地、マルト建設株式会社 代表取締役 上野清範であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第37号について、説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

「議案第37号 令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）について」説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1億5,669万6千円を追加し、予算の総額を74億669万6千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次交付に伴うもので、令和2年度中に交付通知は受けましたが事業計画の承認を受け事業着手するのに期間がなかったため、本省繰越しとし令和3年度補正予算により「会津坂下町生活支援事業」を実施し感染の拡大防止に努めるものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ総括の歳入につきましては、14款、国庫支出金で補正前の額72億5,000万円、補正額1億5,669万6千円の増、補正後の額74億669万6千円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、4款衛生費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳につきましては、第3次補正予算による交付金が国庫支出金として1億5,669万6千円の増であります。

3ページをご覧ください。

2歳入の詳細について説明いたします。14款2項3目衛生費国庫補助金、補正額1億5,669万6千円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次交付分です。

4ページをご覧ください。

3歳出についてご説明いたします。4款1項5目新型コロナウイルス感染症対策費補正額1億5,027万5千円の増ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町民の生活支援のため、「会津坂下町生活支援事業」実施計画に基づく19事業の事業費を計上しました。なお、19事業の事業費総額は1億6,650万8千円ですが当初予算において1,623万3千円の予算を既に計上しておりますので、新たに事業費を計上する額は1億5,027万5千円となるものです。

2節給料から4節共済費までは、後ほどご説明いたします学生支援事業にかかる会計年度任用職員1名を6月から3月まで雇用する人件費を計上したものです。

10節需用費の事務用品9万7千円は中央公民館の飛沫防止パーテーションを55台購

入するものです。衛生用品の 260 万円は幼稚園・小中学校の備蓄用マスクを購入するものです。印刷製本費の 1 万 5 千円は学生支援事業のチラシ印刷代を計上しています。

1 1 節役務費は、「ばんげ応援商品券事業」で商品券を全世帯に送付する費用を計上しました。券の配付にあたりましては「区长・自治会長を通した配付」も検討しておりましたが、区长・自治会長会会長との協議の結果「金券的なものであるため、配付にあたり受領の確認証明が必要ではないか、また、不在の際は何度も訪問しなければならない」等の意見があり、「区长・自治会長を通した配付はできない」との申し入れを受けたため、受け取り確認ができる「簡易書留」による送付としました。

1 2 節委託料の設計監理 100 万円は、南・東小学校の特別教室への空調設備の設計、施工管理の委託料です。学生支援事業の 793 万 1 千円は大学生等へ町物産品を 7 月と 10 月に 2 度発送する費用を計上しました。

5 ページをご覧ください。

公共施設ネットワーク環境整備の 50 万円は、各コミュニティセンター等のネットワーク環境の整備費を計上しました。

1 4 節工事請負費は、各コミュニティセンターのリモートスペースの整備工事で 100 万円、健康管理センターの抗菌シート張替工事で 212 万 2 千円、保育所の網戸設置工事で 150 万円、南・東小学校の空調設備設置工事で 1,190 万円を計上したものです。

1 7 節備品購入費の机の 25 万円は、各コミセンのリモートスペースの机を整備するものです。椅子の 114 万 4 千円は各コミセンのリモートスペースの椅子と中央公民館の抗菌チェアを購入するものです。保健体育計器の 127 万 7 千円は健康管理センターで 1 台・各コミュニティセンターで 6 台のサーモグラフィを購入し感染防止を強化するものです。通信機器の 150 万円は、町用・町議会用のタブレット 30 台を新たな議会活動に向け整備します。消毒機器の 221 万 5 千円は、中央公民館・保育所・幼稚園・小中学校の図書除菌機械 7 台の購入費を計上しました。

1 8 節負担金補助及び交付金ですが、感染防止事業者協力金の 1,250 万円は、福島県の時短営業協力金の交付決定を受けた飲食店等店舗を対象にした町からの協力金で、消防法による収容人員 100 人以上に 50 万円、30 人以上に 20 万円、30 人未満に 5 万円の感染防止協力金を交付するものです。空気清浄機設置事業補助金の 150 万円は、空気清浄機を設置した事業者に対し補助金を交付するもので 75 台分を計上しました。ばんげ応援商品券事業の 7,800 万円は、町内の商店等で、5 千円分の利用ができる商品券を全町民に配布し、町民の生活支援及び景気喚起を促すものです。新型コロナウイルス対策信用保証料補助金の 400 万円は、新型コロナウイルス対策特別融資を利用した事業者に対し信用保証料の 2 分の 1 が国から補助され残る自己負担分のうちの 2 分の 1 を補助するもので 20 件分を計上しました。新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金補助金の 100 万円は、小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル経融資を利用し融資を受けた運転資金又は設備資金に係る利子を補助するもので上限を 10 万円とし 10 件分を計上しました。新型コロナウイルス対策サーモグラフィ導入補助金の 100 万円は、新型コロナウイルス対策のため、サーモグラフィを設置した事業者に対し補助金を交付するもので 10 万円を上限に 10 台分を計上しました。

6 ページをご覧ください。

新型コロナウイルス対策通信販売促進補助金の 100 万円は、観光物産協会ネットショップサイトを利用する消費者・事業者を対象とし、送料・ネット決済手数料を無料とするものです。交付金の学生就学継続給付金 1,050 万円は、大学生等に 3 万円を交付し、就学を

継続するための支援をするもので350人分を計上しました。

最後に13款1項1目予備費補正額642万1千円の増は、歳入歳出額の調整による増額となりますが、令和3年度当初予算に計上済の新型コロナウイルス感染症対策費1,623万3千円に対する財源を交付金に振り替えした事により一般財源分を予備費に計上したものです。これにより予備費総額は4,245万6千円となります。  
説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。  
質疑・討論・採決は1件ごとに行います。

◎質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

まず、議案第34号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第34号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「専決処分の報告及びその承認について 専決第3号令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第35号「専決処分の報告及びその承認について 専決第3号令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第12号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「工事請負契約の一部変更について」に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第36号「工事請負契約の一部変更について」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第37号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第2回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午前10時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年5月11日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員